

経済的事由による手遅れ死亡事例

<事例1>

【年齢】70代 【性別】女性

【職業】無職

【家族】妹

【収入】妹のパート収入のみ、本人は無年金（生活保護基準の6割を切る）

【保険】国保資格証明書

【経過】

- 2～3ヶ月前から自覚症状があったが、保険証の交付が受けられなかったため、受診できず。
- 子宮頸がんの転移が判明し、オペや治療を受けるものの、初診10ヶ月後に死亡。

<事例2>

【年齢】50代 【性別】男性

【職業】農家

【家族】母と姉（本人と姉には障害あり）

【収入】ほぼ無収入（母の国民年金や姉の障害年金等で生活）

【保険】国保短期保険証

【経過】

- 2013年頃に大腸がんが発覚し、手術したものの、数十万円の未納。経済的理由から治療を自己中断。
- 2017年に痛みから救急搬送されたが、受診1ヶ月後に死亡。